

霧島市春山地区活性化計画

鹿児島県 霧島市

平成25年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	霧島市春山地区活性化計画							
都道府県名	鹿児島県	市町村名	霧島市	地区名	春山地区	計画期間	平成25年～平成29年	

目 標：
 観光農業の充実を図る土地利用を推進している春山地区に、「低コスト耐候性ハウス(金柑栽培ハウス)」を整備し、金柑の販売額の増加を目指すとともに、「生産・加工施設、販売促進施設」を整備することで、生産された金柑や地域で生産される葡萄等の加工品販売額の増加を目指す。さらに、家畜ふん・木チップ等を堆肥化する堆肥製造施設を整備し、金柑や葡萄等の有機堆肥栽培を行う。又、金柑狩り、葡萄狩りを軸に、金柑等の産直販売、金柑等加工品の販売を展開し、観光農園の来園者数増加に積極的に取組み、地域での交流人口の増加を図る。具体的な目標として、平成29年度に金柑の販売額 5,184千円/年、金柑等加工品販売額 9,996千円/年、交流人口16.5万人/年(平成23年度比275%)を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要：
 本地区は、霧島市中央部の春山台地に位置し、その大部分が農業振興地域であり、農用地の125.1haは畑と樹園地に形成され、露地野菜、施設野菜、果樹に適した農地として利用されており、現在、葡萄狩り等の観光農園が運営されています。当地区は、国内初の国立公園霧島屋久国立公園から2011年12月に分割決定された、霧島錦江湾国立公園の中心地にあり、北部に霧島連山、南部に始良カルデラ(錦江湾)、国立公園のシンボル桜島を望む台地に位置し、九州自動車道、鹿児島空港、多くの温泉群を有する観光地に隣接する地域であることから、多くの観光客を誘致できる立地条件を有しており、霧島市の市街地に近い事もあって、農業体験など都市との交流が期待できる。

現状と課題
 本地区は、都市型農業の特徴的な観光農業の充実を図る土地利用を進めているが、平成22年の新燃岳噴火の影響もあり、観光農園の来園者数も頭打であるとともに、農業従事者の減少、高齢化による耕作放棄地の増大、耕地利用率の低下が進んでいる。このような中で、生産から加工・流通までの6次産業化を構築し、地域資源を活用した「農業」と「観光」をリンクした取組みが求められている。また、生産基盤の整備、処理加工・販売施設の整備を進めるとともに、観光農園の充実を図り、基幹産業である農業を通じた、雇用促進、定住促進に繋がる地域づくりを推進する必要がある。

- 今後の展開方向等**
- ① 低コスト耐候性ハウス(金柑栽培ハウス)の整備による金柑の生産量を増加し、販売額の増加を図る。
 - ② 生産・処理加工施設、販売促進施設の整備による、生産から加工・流通までの6次産業化を取組み、金柑等の付加価値を高め、地域ブランドを確立する。さらに、施設での雇用創出や観光農園の集客による交流人口の増加を図る
 - ③ 果樹剪定枝、木チップ、家畜ふんを堆肥化する、堆肥製造施設を整備し、金柑等に有機堆肥として施肥することで付加価値を高め、金柑等の販売額増加を図る。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)		事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号 イ・ロ・ハ・ニの別	備考
霧島市	春山地区	地域資源活用総合交流促進施設	(地域連携販売力強化施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	ハ	
		生産機械施設 (活動火山対策事業)	(高生産性農業用機械施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	イ	
		地域資源循環活用施設	(リサイクル施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	ニ	
			(自然・資源活用施設)	農事組合法人霧島さくら農園	有	ニ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし	
------	--

3 活性化計画の区域

春山地区(鹿児島県霧島市)	区域面積	616.0ha
区域設定の考え方		
<p>①法第3条第1号関係：</p> <ul style="list-style-type: none">・当該地区の面積は616.0haである。内、農用地面積は166.3ha、森林面積は347.4haの農林地である。全体の約56.4%を農林地が占める地域である。・当該地区の就業者数は76名である。うち30名が農林水産業に従事しており、その割合は39.5%である。(平成22年度国勢調査の調査票情報を用いて霧島市において集計)・当該地区春山台地に展開する農用地は、その大部分が畑と樹園地から形成されており、露地野菜、施設野菜及び果樹に適した農地としての利用を推進するとともに、都市型農業としての特徴的な観光農業の充実を図るための土地利用を進めている。・当該地区内では、農業生産法人1社、農事組合法人1団体、国分観光農園農家6戸が果樹栽培による観光農園を経営しており、地区内全体の就業者数は、観光農園に従事している農業従事がほとんどであることから、農業が地域の基幹を占める地域である。		
<p>②法第3条第2号関係：</p> <p>当該地区において、農業生産基盤の強化や農業の6次産業化を推進することで担い手確保や雇用創出が図られ、定住人口や交流人口の増加に繋がる。これらにより、地域の基幹産業である観光農業の充実や国立公園、温泉などの地域資源を活用した地域活性化が図られる。</p>		
<p>③法第3条第3号関係：</p> <p>当該地区は、市街化地域を形成している区域を含まない。</p>		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の 種類	土地所有者		権利の 種類	土地所有者			農地	市民農園施設
						氏名	住所		氏名	住所		市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						
該当なし						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">該 当 な し</p> </div>	
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

- ・金柑の販売額及び金柑等加工品販売額については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で整備した当該施設及び関連施設の販売額を確認し、目標の達成状況の検証を行う。また、第三者の意見を踏まえ目標の達成状況の評価を行う。
- ・交流人口の増加は、地区内の観光農園の来園者数の実績値を検証し、目標達成状況の評価を行う。